

## 第7回足利市農業委員会議事録

足利市農業委員会会長 長谷川良光は、令和2年12月25日、午前9時00分、農業委員を足利市役所に召集し、第7回足利市農業委員会を開催した。

1 出席した委員は、次のとおりである。

議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名
1	小山 勉	2	桐生さとみ	3	石橋孝雄
4	藤生正浩	5	清水 茂	6	岡村奏一
7	本島一喜	8	柏瀬正雄	9	三田照子
10	星野雅彦	11	森山正和	12	
13	長谷川良光	14	赤坂安一	15	

1 出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

蓼沼克夫、青木芳光、長竹武男、鴫田忠夫、岩本仙太郎、本嶋ミチ子、嶋田重雄、関口孝雄、入江泰三、湯澤 有、萩原晴夫、齋藤 幹、沖山匡弘、岡田哲也、山根常夫、平塚和弘、小林重雄、田島哲夫

1 出席した職員は、次のとおりである。

局長 荻原淳志、次長 川田和之、主幹 日下部 純、主査 齋藤玲子

1 書記は、次のとおりである。

主査 本田未央子

1 会議事件は、次のとおりである。

(議事日程のとおり)

1 会議の概要は次のとおりである。

局長	<p>報告いたします。ただいまの出席委員は13名であります。欠席委員は12番 河内委員、15番 遠藤委員の2名であります。推進委員の出席は18名であります。</p> <p>なお、推進委員の皆さんは農業委員会等に関する法律第29条により担当地区の農地等の最適化の推進について意見を述べるすることができます。</p> <p>本日の議事日程について報告いたします。</p> <p>日程第1 議事録署名委員の決定について</p> <p>日程第2 農地法第4条及び第5条の規定による届出に係る事務局長専決処理について</p> <p>日程第3 議案第1号及び議案第2号について</p> <p>議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について</p> <p>議案第2号 農用地利用集積計画の決定について</p>
----	---

以上であります。

議長 ただいま局長から報告のあったとおり、出席委員13名で定足数に達しておりますので、これより第7回 足利市農業委員会総会を開会いたします。  
それでは日程に入ります。  
日程第1 議事録署名委員の決定についてを議題といたします。  
議事録署名委員は、議長において指名することにご異議ございませんか。  
【異議なし】

議長 異議なしと認め、よって議事録署名委員は議長において指名いたします。  
7番 本島一喜委員、8番 柏瀬正雄委員を指名いたします。  
ご異議ございませんか。  
【異議なし】

議長 異議なしと認め、議事録署名委員は兩名と決定いたしました。  
続いて日程第2 農地法第4条及び第5条の規定による届出に係る事務局長専決処理について、事務局からの報告を求めます。

主幹 議案書の1ページをお開き下さい。  
農地法第4条及び第5条の規定による届出に係る事務局長専決処理について、ご報告させていただきます。それでは1ページの総括表に基づきましてご報告いたします。  
まず始めに、農地法第4条の届出ですが、件数が4件、筆数が4筆、面積が1,546㎡となっております。  
続きまして、農地法第5条の届出ですが、件数が3件、筆数が3筆、面積が2,015㎡となっております。  
合計いたしまして、件数が7件、筆数が7筆、面積が3,561㎡となっております。  
また、詳細につきましては、第4条の届出が2ページに、第5条の届出が3ページに記載されております。  
以上報告いたします。

議長 ただいま事務局から報告致しましたが、ご質問はございませんか。  
【質問なし】

議長 それでは、専決処理についてご了承願います。  
続いて日程第3に入ります。  
議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

主査 議案書の4ページをお開きください。  
議案第1号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、ご説明いたします。  
12月の申請件数は8件、うち太陽光7件、駐車場用地1件となりました。  
それでは、説明に入ります。

1番、申請地は名草下町地内の田、591㎡ほか2筆、計1,360㎡です。施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光発電パネル320枚を534.4㎡に設置するものです。

申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例確認済、農地法5-2-2他に代替する土地の有無 無です。

では、議案書の18ページをご覧ください。1番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。また、実情調査報告書が19ページから26ページに載せてありますので、ご覧ください。

また、事務局による事前調査を12月11日に実施しており、その時の写真はご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

では、議案書4ページにお戻りください。

2番、申請地は田島町地内の田、1,113㎡ほか2筆、計1,393㎡です。施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光発電パネル288枚を570.24㎡に設置するものです。

申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例確認済、農地法5-2-2他に代替する土地の有無 無です。

では、議案書の27ページをご覧ください。2番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。事務局による事前調査時の状況はご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

では、議案書4ページにお戻りください。

3番、申請地は名草下町地内の畑、92㎡ほか3筆、計1,292㎡です。施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光発電パネル324枚を546㎡に設置するものです。

申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例確認済、農地法5-2-2他に代替する土地の有無 無です。なお、隣接する山林228㎡と一体利用する計画で、事業区域は1,520㎡となります。

それでは、議案書の28ページをご覧ください。3番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。現地の様子はご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

では、議案書5ページをお開きください。

4番、申請地は名草下町地内の田、1,028㎡です。施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光発電パネル360枚を601.2㎡に設置するものです。

申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例確認済、農地法5-2-2他に代替する土地の有無 無です。

では、議案書の29ページをご覧ください。4番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。現地の様子はご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

では、議案書5ページにお戻りください。

5番、申請地は名草下町地内の田、611㎡です。施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光発電パネル180枚を300.6㎡に設置するものです。

申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例確認済、農地法5-2-2他に代替する土地の有無 無です。

では、議案書の30ページをご覧ください。5番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。現地の様子はご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

では、議案書5ページにお戻りください。

6番、申請地は名草下町地内の田、524㎡です。施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光発電パネル164枚を273.88㎡に設置するものです。

申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例確認済、農地法5-2-2他に代替する土地の有無 無です。

では、議案書の31ページをご覧ください。6番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。現地の様子はご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

議案書5ページにお戻りください。

7番、申請地は名草下町地内の田、1,051㎡です。施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光発電パネル320枚を534.4㎡に設置するものです。

申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例確認済、農地法5-2-2他に代替する土地の有無 無です。

では、議案書の32ページをご覧ください。7番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。現地の様子はご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

議案書5ページにお戻りください。

8番、申請地は野田町地内の畑、現況は宅地、859㎡、施設の概要は駐車場用地です。

申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の寄付、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法適用外、農地法5-2-2他に代替する土地の有無 無です。こちらは、すでに駐車場用地として長年使われている土地の是正となります。

では、議案書の33ページをご覧ください。8番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。現地の様子はご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

議長 以上、5条許可申請8件です。よろしくご審議をお願いいたします。  
本件は先に1番を上程いたします。

7番 本件は調査班が調査しておりますので、報告を求めます。

7番 本島委員。

7番 本島です。

実情調査の結果を報告いたします。

資料の19ページをご覧ください。

調査年月日は令和2年12月16日、水曜日、午前9時から、調査班は三田委員を班長といたしまして、石槇委員、赤坂委員、星野職務代理、私の5名で調査を行いました。

調査対象、契約内容、申請理由については、事務局から説明がありましたので省略いたします。

今回、5条許可申請の実情につきましては、申請地の現地確認と、申請代理人の出席のもと、聞き取り調査を行いました。

本件は、本市およびその周辺で太陽光発電事業を営む申請人が、事業拡大を目的に、申請地を譲り受け、太陽光発電設備用地として利用したいというものです。

日当たりなどの条件に適した場所が本申請地で、不整形のため、320枚のパネルを配置するには、低圧であっても約1,300㎡の面積が必要とのことでした。

今回は、本申請地の隣りの農地と周辺農地において、同じ譲受人と譲渡人による申請が、ほかに4件あります。これらの転用にかかる費用は、すべて自己資金で賄います。売電単価は5件とも税抜き14円、本申請は年間約120万円の売電益となり、9年目には収支がプラスになる見込みです。

全申請地とも、整地後に砕石を敷く計画ですが、周囲には、素掘りとU字溝の水路が存在するので、砕石が水路へ落ちないように、施工に配慮するよう指導しました。また、申請地を縦断する公図にない素掘りの水路については、U字溝を設置するなど、水路の機能が損なわれず、かつ、水路の管理がしやすい方法で対応したいとのことでした。

なお、本申請地の周辺は、名草地区においては広がりのある優良農地であるため、営農に支障が生じないように念を押し、了承を得ました。

申請地は、東側は田、北側は田、西側は道路、南側は田で、水路機能が維持されれば周辺農地への影響はないと考えます。

結論として、申請地は、名草下町中部の第2種農地であり、申請人の実情から、転用の必要性が認められ、別紙調査書の許可基準を満たしていることから、調査班としては、許可相当と判断いたしました。

以上で、報告を終わります。

議長 ただいま報告のあった本件について、担当地区推進委員から意見等ございますか。

推進委員 意見はありません。

議長 それでは、ただいま報告のあった本件について、意見を求めます。  
【意見なし】

議長 それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。  
【異議なし】

議長 異議なしと認め、議案第1号 1番はそのように決定いたしました。  
続いて2番から8番を上程いたします。  
本件について、意見を求めます。  
【意見なし】

議長 それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。  
【異議なし】

議長 異議なしと認め、議案第1号 2番から8番はそのように決定いたしました。  
ここで、次の議題に関連事案がございますので、星野職務代理と議長を交代いたします。  
続いて議案第2号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

主幹 議案書の6ページをお開きください。  
議案第2号 農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。令和2年12月28日公告分であります。  
それでは、議案書の7ページをご覧ください。今回の議案の総括表であります。貸借権設定が、28件で面積65,532㎡です。詳細が8ページから14ページに記載されておりますのでご覧ください。所有権移転は、今回はございません。  
では、8ページをお開きください。1番について、新規就農の案件ですのでご説明いたします。議案書34ページをお開きください。12月16日に開催された運営委員会の資料を掲載しております。  
申請人は神奈川県出身で市内に移住してきた非農家で、申請地を借り受け、新たに、にんにく等の栽培を始めたいというものです。申請地は松田町地内の田892㎡ほか4筆、計5,025㎡で、契約期間は10年間ほかです。議案書34ページ右側から35及び36ページに営農計画書、37ページに位置図、38ページに地籍図、39ページに現況写真、40ページと41ページに利用権設定の申出書を掲載しております。  
いずれも審議の後、承認をいただきましたら、12月28日付で公告の手続きを行います。

以上よろしくご審議をお願いいたします。

議長 本件は先に1番から4番を上程いたします。

本件は運営委員会で調査しておりますので、報告を求めます。

9番 三田委員。

9番 三田です。

新規就農について、運営委員会の実情調査結果を報告いたします。

今回は、申請人からの農地の利用権設定の承認の申出に伴い、別添の申請資料にもとづきまして、申請人出席のもと実情調査を行いました。

調査年月日は、令和2年12月16日、水曜日、午後1時30分から、運営委員5名で調査を行いました。

申請内容、申請理由については、事務局から説明がありましたので省略いたします。

今回、申請人からの実情調査で、申請人は神奈川県出身で農業に興味があり南会津地方から空き家を探してきたところ、市内の松田町地内にようやく条件に合う空き家が見つかったため2年前に家族で移住をしてきたとのことで、またこのたび農地も借りられる見込みとなったため、新規就農し、新たに利用権設定する畑で主ににんにくを中心に野菜を生産したいので承認されたいとのことでした。また、父親が有機農法に興味を持ち自ら有機農薬を開発する一方、地区の運動会や草刈り、堀浚いにも家族で積極的に参加し近隣住民との交流を通じて農地を借り受けることができたという話も聴くことができ、申請人に営農への強い意欲があることを確認いたしました。

結果として、運営委員会といたしまして、申請人の新規就農及び利用権設定を承認したいと考えています。

以上で、報告を終わります。

議長 ただいま報告のあった本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件は計画のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なし】

議長 異議なしと認め、議案第2号 1番から4番はそのように決定いたしました。

続いて5番から8番を上程いたします。

ここで、農業委員会等に関する法律、議事参与制限により、3番 石橋委員 6番 岡村委員、9番 三田委員、13番 長谷川委員の退席を求めます。

本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件は計画のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なし】

議長 異議なしと認め、5番から8番はそのように決定いたしました。

ここで、関連事案の審議が終了しましたので、石橋委員、岡村委員、三田委

員、長谷川委員の出席を求めます。

また、長谷川会長と議長を交代いたします。

続いて、貸借権設定の9番から28番を上程いたします。

本件について意見を求めます。

【意見なし】

議長

それでは、本件は計画のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なし】

議長

異議なしと認め、9番から28番はそのように決定いたしました。

以上で本日の議案審議全部を終了いたしました。

なお、議案末尾に事前協議申請の処理経過及び農地法第18条第6項の規定による通知について載せておきましたので、ご承知おきください。

また前回の総会において、農業会議に諮問する旨の議決をされた、農地法第5条許可申請につきましては、11月27日に開催された常設審議委員会において、許可相当との答申を得、会長専決にて許可書の交付をしたことをご報告いたします。

慎重なるご審議をいただき、ありがとうございました。

以上で、第7回 足利市農業委員会を閉会いたします。

この会議のてん末は、書記 本田未央子の記載したものであるが、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

令和3年1月27日

足利市農業委員会

7番委員

8番委員